

## 広島市生活機能維持向上事業（通所口腔ケア事業）について

### 1 利用対象者

生活機能評価の結果から、要介護状態になる可能性が高いと判定された高齢者（特定高齢者）のうち、地域包括支援センターが口腔機能向上プログラムへの参加が望ましいと認めた者を利用対象者とする。

なお、地域包括支援センターが作成した介護予防支援計画等に基づき、市が利用決定を行う。

### 2 実施場所

指定介護予防通所事業所または歯科医療機関とする。

### 3 実施手順

- ① サービスの実施に当たり、地域包括支援センターの作成した介護予防支援計画に基づき、歯科医師又は歯科衛生士が、利用者の口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題を把握するため、（様式6-3）により事前アセスメントを行い、当該アセスメント結果を踏まえた個別サービス計画を（様式7-3）により作成する。
- ② 個別サービス計画は、利用者が居宅等で実施する「セルフケアプログラム」と言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が実施する「専門的プログラム」を作成する。
- ③ 個別サービス計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が通所口腔ケアサービスを行うとともに（様式8-3）により、その経過を記録する。その際、個別サービス計画に実施上の問題点があれば直ちに歯科医師又は歯科衛生士と協議して当該計画を修正する。
- ④ コース終了時に、歯科医師又は歯科衛生士が、事後アセスメント（様式6-3）を行い、目標の達成度、口腔機能変化及び関連する QOL の変化等を（様式9-3）により記録し、コース終了後、速やかに地域包括支援センターへ送付する。
- ⑤ 口腔清掃に関する評価は舌苔、歯又は義歯の汚れによって、口腔機能の変化は反復唾液嚥下テスト、頬の膨らましによって評価する。

※ 事前・事後アセスメント、個別サービス計画作成及び評価は、歯科医師又は歯科衛生士が実施すること。なお、歯科衛生士が実施する場合は、必要に応じて、個別サービス計画及び評価に関する歯科医師の助言を得ることができる連携体制を確保すること。

### 4 実施期間及び回数

1 コース7回とし、概ね2週間ごとに実施する。

歯科医療機関で実施する場合、1回の実施時間は概ね15分以上とする。

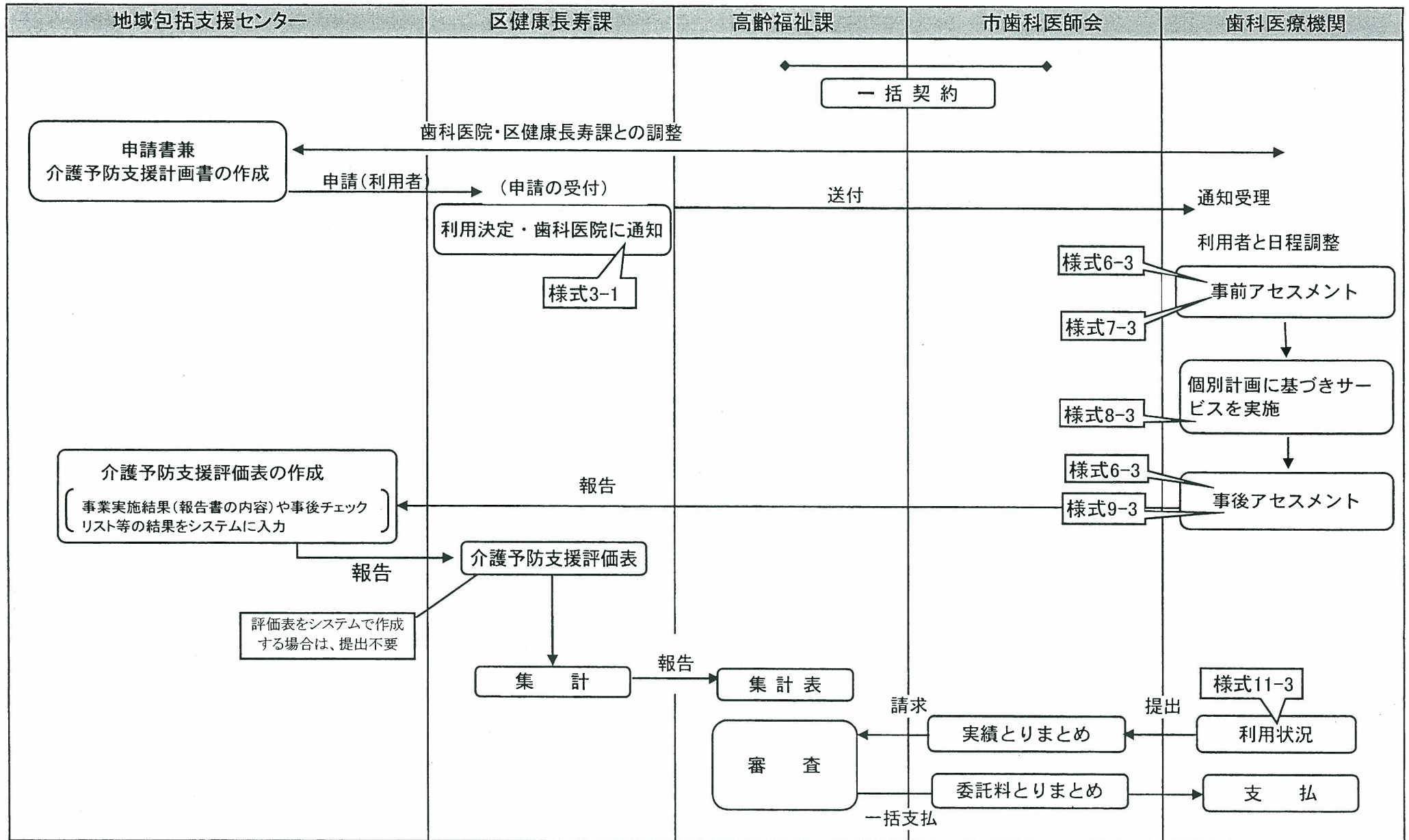
### 5 利用料

無料とする。ただし、利用者から口腔清掃用具等の実費を徴収することができる。

### 6 委託料（平成27年度）

1人1回あたり 1,690円

## 通所口腔ケア事業(歯科医師会委託分)の流れ



(様式3-1)

平成 年 月 日

730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目  
6番34号

〇〇歯科医院 御中

広島市長  
(中区厚生部健康長寿課)

広島市生活機能維持向上事業利用依頼書

広島市生活機能維持向上事業の利用について、下記のとおり利用者を決定いたしましたので、その利用について依頼します。

記

1 利用者

- (1) 氏名 高齢 太郎
- (2) 住所 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
- (3) 申請書の写し 別紙のとおり

2 利用するサービス

通所口腔ケア（1コース7回）

3 送迎サービス

なし

4 利用日程の通知について

利用者に対して、速やかに利用日程等を通知してください。

利用者（患者）に  
電話等で初回のアポイント  
を取って下さい。

お問い合わせ先

〒730-8586

広島市中区大手町四丁目1番1号

中区役所厚生部健康長寿課高齢福祉係

TEL (082) 504-2570